

告示

埼玉県告示第千四百四十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川島特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

比企郡川島町大字伊草地内における一般国道二百五十四号と川島町道四千二百号線との交点を起点とし、同地点から同町道に沿って東に進み、一般県道平沼中老袋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、川島町道二―六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、川島町道一―八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、一般県道平沼中老袋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、川島町道五千七百七十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、一級河川入間川左岸との交点に至り、同地点から同川左岸に沿って西に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、入間川・越辺川背割堤の川島町側法下との交点に至り、同地点から同背割堤に沿って西に進み、入間川・小畔川背割堤の川島町側法下との接点に至り、同地点から同背割堤に沿って西に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、川越市と川島町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、川越市と坂戸市と川島町の境界との交点に至り、同地点から川越市と坂戸市の境界に沿って南西に進み、一級河川越辺川右岸との交点に至り、同地点から同川右岸に沿って北西に進み、坂戸市と川島町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一級河川越辺川右岸との交点に至り、同地点から同川右岸に沿って北西に進み、坂戸市道二千六百二十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、東松山市と坂戸市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、東松山市と坂戸市と川島町の境界との交点に至り、同地点から東松山市と川島町の境界に沿って西に進み、東松山市と川島町と吉見町の境界に沿って東に進み、川島町道二―二十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道二―二十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道二千二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って

て西に進み、主要地方道鴻巣川島線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、川島町道千三百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道二―二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道千二百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道千二百五十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、一般国道二百五十四号と川島町道千二百十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、川島町道二―二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道千百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道一―三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道千百五十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道千百五十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、川島町道一―二十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、川島町道千百五十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、主要地方道日高川島線と川島町道三千三百八十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、一般国道二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積千三百三ヘクタール)

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器